

財政再建の基本方針

宮 城 県

平成13年9月

目 次

財政再建の基本方針について	… 1
Ⅰ 県財政の現状	… 2
Ⅱ これまでの財政健全化のための取組	… 4
Ⅲ 取組を行った結果の状況	… 5
Ⅳ 財政再建のための改革	… 6
1 行政のスリム化の推進	
2 事務事業の抜本的見直し	
3 歳入の確保	
Ⅴ 準用財政再建団体転落の回避	… 9

地方分権社会における地方の自立の確立に向けて … 1 1

財政再建の基本方針について

宮城県の財政は、バブル経済崩壊後の不況により県税収入が低迷するとともに、数次にわたる国の経済対策に積極的に呼応した県債の大量発行に伴う公債費の急増、財政調整基金残高等の減少などにより、危機的状況となったことから、平成 11 年 2 月に「財政健全化推進計画」を策定するとともに、同年 10 月には「財政危機宣言」を行っています。

その後、この計画に基づき、「聖域なき歳出の見直し」として投資的経費総額の抑制、事務事業の見直し、職員給与等の削減など財政健全化に向けた取組を進めた結果、当初懸念された平成 13 年度の「準用財政再建団体」への転落は回避することができました。

しかしながら、自主財源の要である県税については、引き続き景気の低迷を反映し、その主要となる法人関係税は、大幅な増収が見込めない状況となっており、一方、高齢者人口の増加などを反映し、社会保障関係経費などの増加が見込まれ、また、公債費も既発債の償還額が多額となることから、今後数年間は義務的経費が大きく増加することは避けられない状況となっています。さらに、地方財政全体についても通常収支の赤字が 10 兆円にまで拡大し、地方財政制度全般の制度改革が必要な状況になっていますが、国から地方への税財源移譲など抜本的な改正についても、いつ実現するかの目処も立っていません。

こうした状況を踏まえ、平成 13 年度当初予算をもとに県税収入などを推計した「財政の中期見直し」では、これまでと同様の財政運営を続けた場合には、公債費の増加などにより、平成 14 年度から 17 年度の 4 年間で約 830 億円の財源不足額が生じ、平成 16 年度にも「準用財政再建団体」に転落する危機が迫っています。

また、公債費は平成 21 年度に平成 14 年度比 19.3%増の約 1,394 億円が見込まれるなど財政の危機的状況は、平成 17 年度以降も継続することが見込まれています。

「準用財政再建団体」への転落は、県政運営全般が国の管理下に置かれ、行政サービスの下低下はもとより、実質的な地方自治の放棄につながることであり、絶対に避けなければなりません。

このため、今後見込まれる巨額の財源不足額の解消をめざし、これまで以上に行政のスリム化、事務事業の抜本的見直しや歳入の確保を図る改革を断行することとしました。今回、平成 14 年度から 17 年度までの 4 年間で財政再建の実施計画期間とする基本方針を定めたものです。なお、上記のとおり厳しい財政状況は、平成 21 年度まで続くことが見込まれます。

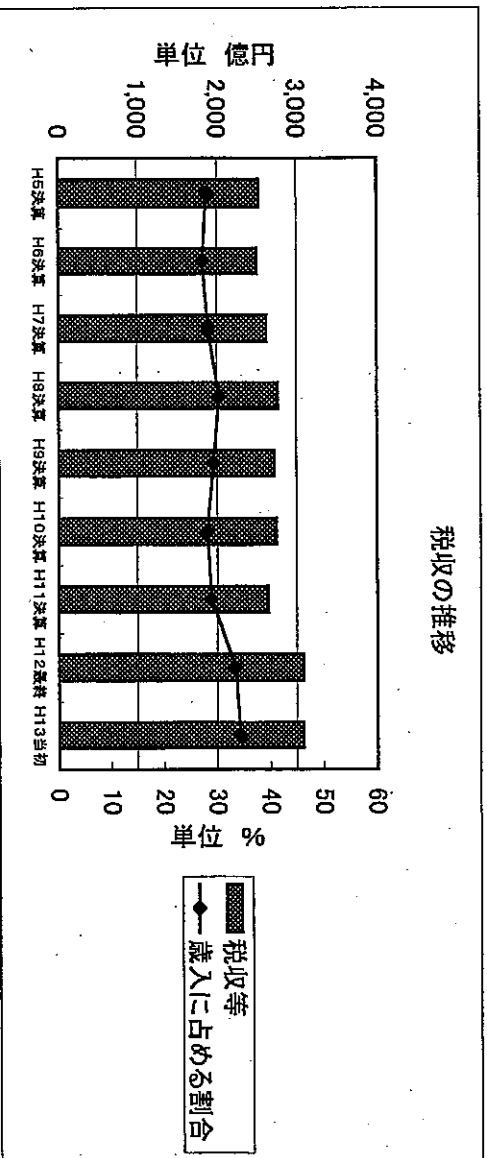
基本方針を具体化する公共事業や補助事業などの事務事業の見直しに関しては、予算編成方針公表の時期までに、その他公社等外郭団体や行政組織の見直しなどを含めた最終的なものについては、11 月下旬を目途に「財政再建推進プログラム（仮称）」として策定・公表することとしております。

こうした取組には痛みが伴いますが、今、痛みを避けて、改革を先送りすると、結局は次の世代にツケを回すことになります。県民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、財政の健全化を図り、「真に豊かな安心とゆとり地域づくり」に邁進していきたいと考えております。

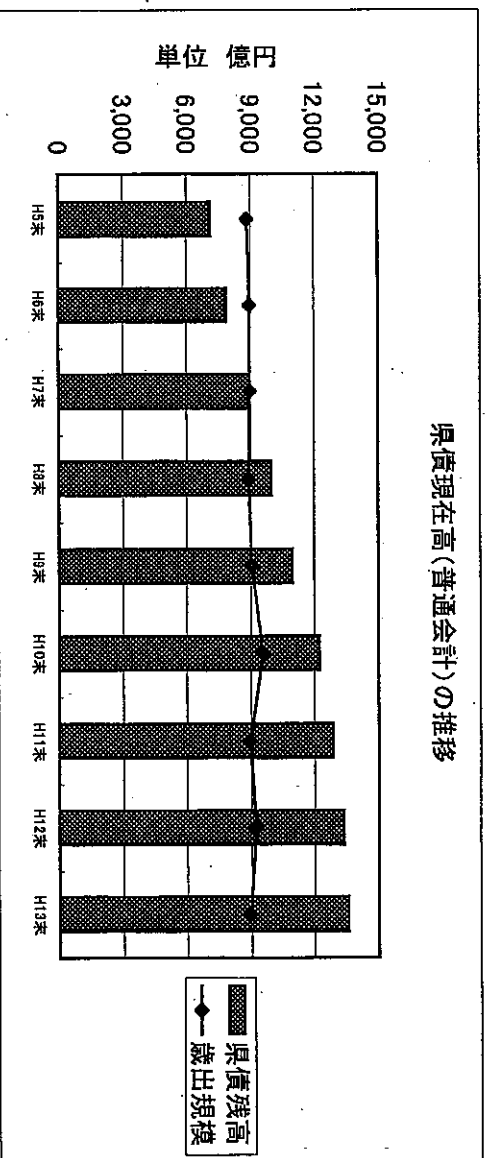
I 県財政の現状

- 1 長引く景気の低迷を反映し、県税収入や地方交付税などの一般財源に伸びが期待できず、県債の活用及び基金の取崩しにより収支の均衡を図るなど、厳しい財政運営を強いられています。
- 2 財政調整基金等の現在高は減少を続け、国の経済対策に積極的に呼応した社会資本整備等により、県債残高は増加が続いています。
- 3 公債費比率、経常収支比率が高率で推移しており、財政構造の硬直化が一段と進んでいます。

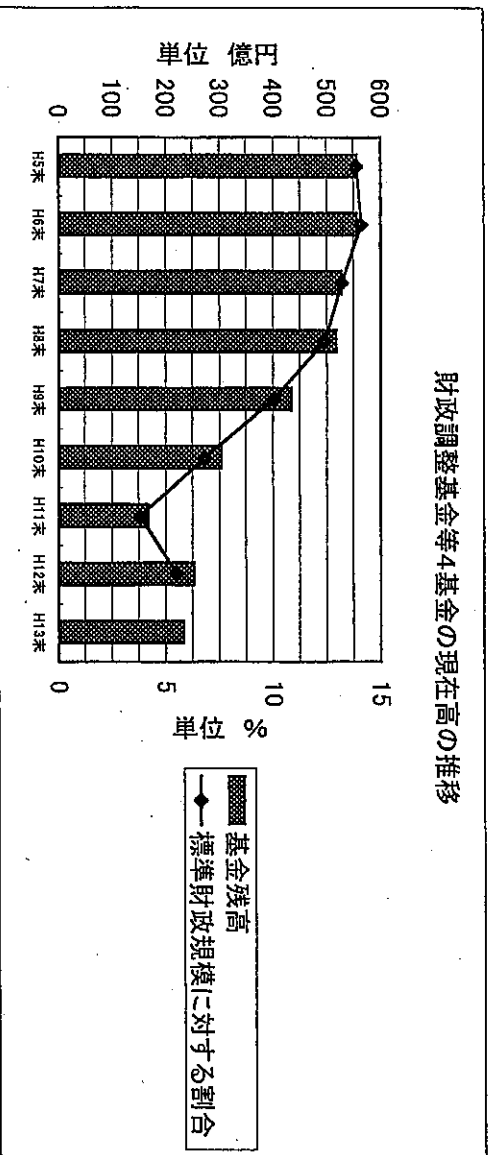
1 税収の推移



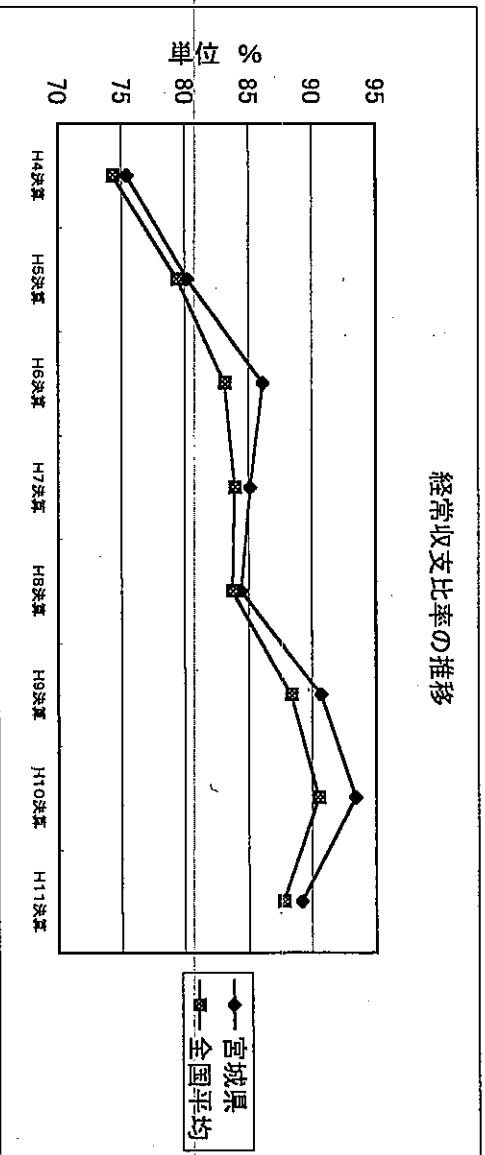
2 県債現在高(普通会計)の推移



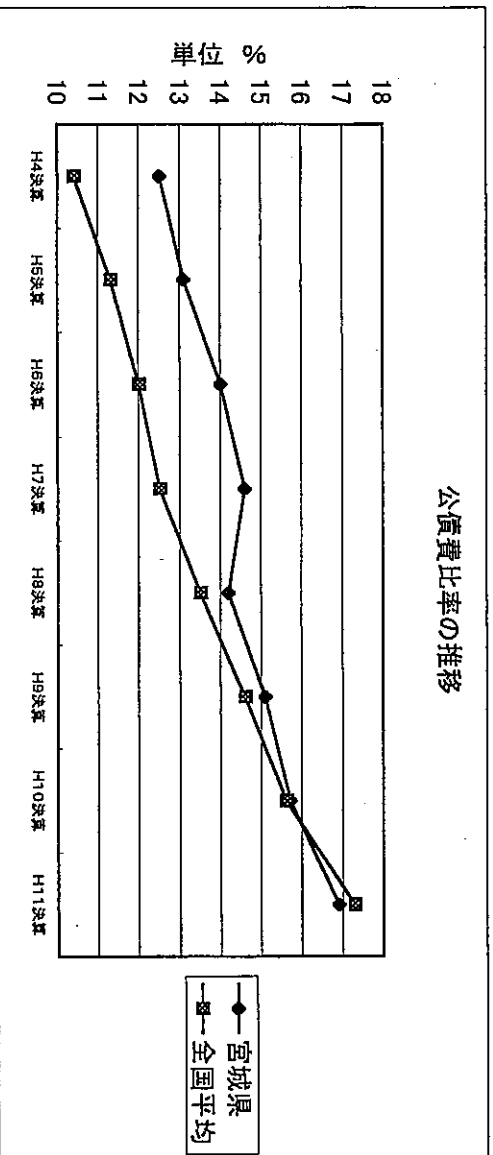
3 財政調整基金等4基金の現在高の推移



4 経常収支比率の推移



5 公債費比率の推移



II これまでの財政健全化のための取組 (平成11～13年度：一般財源ベース)

1 すべての事業を対象とした歳出削減

- (1) 事務事業の見直し 4.5億円
- (2) 経常的経費、一般的経費、政策的経費
のマイナスイニシアジブ 15.4億円
など

2 人件費総額の削減

- (1) 給与カットによる削減 10.9億円
- (2) 時間外勤務手当の縮減 1.5億円
- (3) 定員適正化計画による削減 (知事部局) 1.4億円
- (4) 臨時職員の削減 (知事部局) 4億円
など

3 投資的経費の抑制

- (1) 投資的経費総額の抑制 11.2億円
- (2) 公共工事のコスト縮減 2.0億円
(平成8年度当時の考えかたと比較して平成11年度で9%のコスト縮減)
など

4 歳入の確保

- (1) 使用料及び手数料の見直し 3億円
- (2) 未利用財産の売却 2.9億円
など

Ⅲ 取組を行った結果の状況

財政健全化推進計画の策定及び財政危機宣言後の聖域なき歳出の見直しなどこれまでの財政健全化の取組の成果により当初懸念された平成 13 年度の準用財政再建団体への転落は免れる見込みとなっていますが、財政再建は途上にあります。

<平成 11 年 10 月の財政危機宣言時における要調整額推移>

(単位：億円)

区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
要 調 整 額	17	287	320	427

(注) 要調整額は一般財源への不足額である。以下同じ。

<平成 13 年 2 月修正後の見通しの概要 (仮定歳率 0% の場合)>

(単位：億円)

区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
歳入合計 A	8,858	8,482	8,617	8,542	8,497	8,443
歳出合計 B	8,858	8,482	8,617	8,740	8,818	8,764
要調整額 B-A	0	0	0	198	321	321

基金残高	252	233	63	0	0	0
県債残高(借換債)	12,802	13,051	13,286	13,474	13,429	13,266

(注) 1. 基金残高の額は、年度間の財源調整に使える基金の額

- ・ 投資的経費総額の抑制、事務事業の見直し、職員給与等の削減などにより、財政規模の縮小化が図られ、要調整額の大幅な縮小が図られました。
- ・ また、県債残高の増加も抑制されています。
- ・ しかしながら、平成 15 年度には財政調整基金等の残高は無くなり、16 年度の要調整額 (財源不足額) は、準用財政再建団体転落の要件 (標準財政規模の 5% 相当額：約 220 億円) に達しています。
- ・ したがって、引き続き財政健全化の取組が必要です。

IV 財政再建のための改革

1 行政のスリム化の推進 (組織・定数・内部管理経費等の見直し)

歳出抑制による県民への影響を最小限に止め、県民の理解と協力を得るため、内部努力を徹底し、最小のコストで最大の行政効果が発揮されるよう行政のスリム化を進めます。

(1) 人件費総額の抑制

事務事業の見直しや事務の効率化の推進、組織の簡素・合理化などによる職員削減や、給与の見直しなどにより人件費総額を抑制します。

- ・ 職員総数の削減
- ・ 早期退職制度の一層の周知
- ・ 給与の見直し
- ・ 臨時職員の削減

(2) 県庁組織の見直し

事務事業の大幅な見直し・削減等に伴い、最小のコストで最大の行政効果が発揮できるよう、組織の適正規模や職員の適正配置などの視点から組織のあり方を総合的に見直します。

(3) 内部管理経費の削減

内部的な事務管理、施設管理経費について、一層の効率化・合理化を進めます。

- ・ 内部事務経費の削減
- ・ 県施設の管理運営体制等の見直し

2 事務事業の抜本の見直し (施策の重点化)

事務事業の見直しに際しては、聖域を設けずに抜本的再検証を徹底します。

大規模事業や公共事業については、施策の優先度を考慮しながら総枠を抑制します。また、補助事業については、県の役割分担や関与のあり方、補助の必要性等を再検証し、優先度の高い施策へ重点化を進めます。合わせて、公社等外郭団体の改革等も進めます。

(1) 大規模事業の見直し

構想中の事業等は、社会情勢の変化を踏まえ、緊急性等を十分に考慮し、休止を含めた事業計画の先送りなどの検討を行います。

既に実施設計又は建設に着手している事業についても、更なる事業費の抑制や事業期間の延長などを検討します。(県執行建物等の休止・進捗調整)

(2) 公共事業の見直し

公共事業の縮減については、これまでもキャップ制を導入し、削減を図ってきてい

ますが、更なる削減を図るため、現状から更に補助公共事業は10%以上、単独公共事業は20%以上削減します。

合わせて、入札制度の見直しなどにより、より一層の公共工事の効率化・工事費の削減に努めます。

(3) 補助金の見直し

補助金の見直しに際しては、県の役割分担や関与のあり方、補助のための条件などを抜本的に見直します。

- ・ 市町村への補助見直し(県単独補助・嵩上げ補助の見直し)
- ・ 県民への補助条件(所得制限等)などの見直し
- ・ 団体運営補助等の見直し

(4) 民間委託等の推進

これまでコスト低減の一環として民間委託・民営化を進めてきていますが、住民サービスの維持・向上、コスト削減の両面から、その必要性を検討し、引き続き民間委託・民営化を進めます。

(5) 公社等外郭団体等の改革

県に関わりの深い全ての公社等外郭団体について、法人の存立意義や目的、法人への委託の効率性などを総合的に見直します。

- ・ 公社等外郭団体の廃止・統合等
- ・ 県からの補助金等の見直し
- ・ 経営の健全化に向けた経営改善の促進

3 歳入の確保

滞納整理等の税収確保対策、未利用財産の売却、受益者負担の適正化を進め、自主財源の確保対策を強化していきます。

(1) 県税収入の確保

滞納整理方策の強化や課税自主権の活用などにより、県税収入の確保対策を充実し、自主財源の確保を図ります。

- ・ 県税滞納額の縮減
- ・ 既存税目の税率や減免制度の見直しの検討

(2) 受益者負担の適正化

サービスに見合った料金の見直し等の受益者負担の適正化を進め、合わせて未済額の縮減対策を強化します。

- ・ 使用料・手数料の見直し及び未済額の縮減
- ・ 受託事業の受託金の適正化
- ・ 市町村負担金等の適正化

(3) 県有資産の有効活用

県有資産の有効利用を図るため、未利用財産の売却・貸付等を進めるほか、見直しにより廃止・統合される県有施設の売却などを進めます。

- ・ 県有未利用財産の売却等
- ・ 県有未利用財産の貸付等
- ・ 県有施設の廃止、統合による財産の処分等

V 準用財政再建団体転落の回避

(1) 県財政の中期見直し

現在、県の財政は危機的な状況にあります。これまでの数々の取組にもかかわらず、現時点における中期見直しでも、下表のとおり、多額の要調整額（財源不足額）が見込まれます。加えて、景気の先行きも強く懸念され、国の財政構造改革の影響も想定されます。
準用財政再建団体への転落を回避するため、県のあらゆる施策・組織を計画的に見直し、再構築していくことが是非とも必要です。

(単位：億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
歳入合計 A	8,446	8,478	8,497	8,443	33,864
歳出合計 B	8,617	8,740	8,818	8,764	34,939
歳入歳出差額 B-A	171	262	321	321	1,075
基金繰入金 C	171	74	0	0	245
要調整額 B-A-C	0	188	321	321	830

(注) 1. 要調整額が5パーセントの見直しと異なるのは、見直し表表頭に基金を10億円積増しをいたためである。
2. 14年度及び15年度の歳入合計が5パーセント異なるのは、基金繰入金(C)を別立てとして含めていないためである。

(2) 財政再建推進の取組効果

これまで述べてきた様々な施策や組織の見直しなどによる歳出の抑制と滞納整理の強化などによる県税収入の確保、未利用財産の売り払いや受益に見合った適正な負担など自主財源の確保に努めます。

その目標として

- ① 人件費や管理経費など内部努力により約63億円の歳出を抑制します。
- ② 公共事業や補助金、事務事業の見直しなど施策の重点化を図ること、約537億円の歳出を削減します。
- ③ 県税収入の確保や使用料・手数料の見直し、財産処分などにより約50億円の歳入を確保します。

こうした県の徹底した努力によってもなお不足する財源については、財政健全化債を発行する必要があります。平成14年度から平成17年度までの実施計画期間内に取り組む対策の財源効果額をまとめると次のとおりになります。

<計画期間内の取組効果と要調整額への対応>

(単位：億円)

	要調整額	A	合計
		△	830
組織・定数・内部管理経費等の見直し			63
取組	施策の重点化		537
歳入の確保			50
財源対策(財政健全化債)			180
計	B		830

(注) 財政健全化債は、当該年度における事務事業見直し等歳出削減相当額を限度に発行可能とされるものである。

(3) 準用財政再建団体転落の回避と財政再建への見通し

県はこれまで進めてきた財政再建に一段と強力に取り組みます。その場合であっても、県民の安全、安心を守る自治体としての本来の責務を果たすために、必要不可欠な県民サービスを確保した上で、準用財政再建団体転落の危機を乗り切ります。また、今後とも公債費の増加（平成 21 年度に償還のピーク見込み 1,394 億円）や県債残高の増嵩（H17 年度末見込み 1 兆 3,266 億円）が見込まれます。

したがって、実施計画期間内の収支均衡だけではなく、長期的な財政健全化に向けて、基本方針に掲げた目標額を上回る取組と今後の外部環境の変化にも柔軟に対応するための財政調整基金の積み増しを図り、真の財政健全化に向けた努力を重ねます。あわせて、県民の視点に立った使命・成果・効率重視の宮城県政を目指した「新しい県政創造運動」を推進することによって、県民の皆さんとともに「真に豊かな安心とゆとりの地域づくり」を推進していきます。

<公債費の推移見込>

(単位:億円)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
公債費	1,168	1,248	1,244	1,285	1,232	1,195	1,189	1,394

地方分権社会における地方の自立の確立に向けて

地方分権社会の実現に向けて、国から地方への税財源の移譲、国と地方の役割分担の見直しに応じた制度の見直しなどが求められます。

(1) 国から地方への税源移譲等

(2) 国、地方の役割分担見直しに応じた制度の見直し

これらの制度改正の必要性については、これまでも地方から国に対して要望してきていますが、引き続きその趣旨を国に対して、さらに県民、国民へ訴えていきます。

